主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人畠山仁市郎の上告趣意について。

所論は、いずれも刑訴法四〇五条所定の上告理由に該当しないし、本件について 同四一一条を適用すべき事由も認められないから、同四一四条、三八六条一項三号 を適用し、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二五年一二月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官